

計画策定の背景

・令和5（2023）年度は、第1期計画の最終年度にあたることから、本市の現状分析と取組みの課題整理を行い、自殺総合対策大綱を踏まえ、第2期仙台市自殺対策計画を策定する。

第1期計画期間の取組みと自死の現状

基本方針・計画目標

- 4つの取組の方向性と4つの重点対象を定め自殺対策を推進してきたが、計画目標の自殺死亡率13.7には到達していない。
方向性1：一人ひとりの気づきと見守りの推進
方向性2：人材の確保と育成
方向性3：対象に応じた支援
方向性4：自殺対策に関するネットワークの構築

- 重点対象1：若年者
重点対象2：勤労者
重点対象3：自殺未遂者等ハイリスク者
重点対象4：被災者

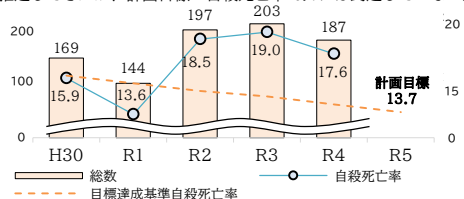


Table with 2 columns: Category (Youth/Workers, Suicide attempters, Victims, Socioeconomic status) and Description (Comparison with other cities, 20% prevalence, mental pain, COVID-19 impact).

第1期計画以前の傾向から大きな変化はない

引き続き対策が必要

第2期計画の基本的な考え方

○基本理念

一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり
～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～

○基本認識

- ①自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である
②自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る
③多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である
④自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である
⑤自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である
⑥本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

○計画期間

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度までの5年間

○基本方針

- 自死に追い込む様々な要因の解消に向けた関係する主体の連携と包括的な取組み
自死等の傾向に合わせた重点対象の設定と、対象の特徴に合わせて効果的な取組み

- ①自死の予防を実現するために必要な状態
3つのレベルの合計10の状態に整理し、これらの実現を目指す必要がある。
②4つの重点対象
本市の自死の特徴から、第1期計画と同様に、「若年者」「勤労者」「自殺未遂者等ハイリスク者」「被災者」を重点対象とする。

○自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組み

- ①自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること
②自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること
③自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること
④自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること

社会全体レベル

- ⑤身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること
⑥様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること
⑦身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること

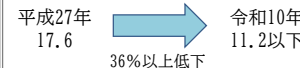
身近なコミュニティや対人関係レベル

- ⑧人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること
⑨様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること
⑩人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること

個人レベル

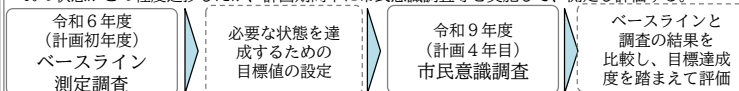
○計画目標及び自殺対策の評価・検証

①自殺死亡率の低下



大綱の目標：令和8（2026）年までに平成27（2015）年比で30%以上低下（平均年3%以上低下）
これに合わせ、計画最終年（令和10（2028）年）までに平成27（2015）年比で36%以上低下を目指す。

②自死の予防を実現するために必要な10の状態の達成度



③担当部署による定性的自己評価

